学校と地域で育む男女共同参画　指導の手引き

目次

[1. 概論（各段階共通） 1](#_Toc100319979)

[2. 指導の手引き（小学生向け） 7](#_Toc100319980)

[2.1 低学年 7](#_Toc100319981)

[2.2 中学年 11](#_Toc100319982)

[2.3 高学年 15](#_Toc100319983)

[3. 指導の手引き（中学生向け） 20](#_Toc100319984)

[4. 関連法令 27](#_Toc100319985)

[5. 用語の説明 31](#_Toc100319986)

[6. 参考資料 32](#_Toc100319987)

# 概論（各段階共通）

### 「学校と地域で育む男女共同参画」の趣旨・目標

|  |
| --- |
| * 趣旨   「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）においては、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス） が、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在すると指摘されている。  また、同計画では、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、日本は国際的に大きく差を広げられていて、取組が進まない場合は、社会全体にとっても重大な懸念すべき状況が生じかねないと指摘されている。加えて、男女共同参画の取組が進まない場合、個人にとっては、自らの意欲・能力が十分に活かせない、自ら人生設計することが難しく、生きづらい、幸福が感じられないといった状況になりかねないと示されている。  さらに、「男女共同参画の推進に係る他の全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、子供をはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要」と同計画では示されており、教育等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進を進める必要がある。  しかし、文部科学省が令和元年度に全国の公立中学校（2,000校程度）を対象に調査した結果によれば、過去3年間に男女共同参画の推進に関する特段の取組を行っていない中学校は約3割で、取組が十分に行われているとはいえない状況である（「次世代のライフプランニング教育推進事業」男女共同参画の推進に資する教員研修プログラムの開発に向けた調査研究）。  このような状況を踏まえ、男女共同参画を促進し、性差別意識の解消を図るために、小・中学生を対象に、男女の個性の尊重や自他を大切にすることの理解、固定的な性別役割分担意識の解消に係る理解を深めるための教育を実施する。また、保護者や地域の方々の協力等も得ながら、男女共同参画促進に向けた教育を推進する。   * 目標   性差別意識の解消に向けて、社会に存在する固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みの解消が必要なことを理解した上で、性別にかかわらず自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。 |

### 各段階におけるねらい（概要）

各段階において、以下に示すねらいを達成することを目指すものとする。

| 発達段階 | | ねらい（概要） |
| --- | --- | --- |
| 小学生 | 低学年 | 性別にとらわれず自身の思いに応じて自由に選択することや、相手の気持ちが大切であることを理解できるようにする。また、自分にできることを実践しようとする意欲を持てるようにする。 |
| 中学年 | 自分の中に性別による無意識の思い込みがあることに気付き、性別にとらわれず自身の思いに応じて自由に選択することや、相手の気持ちが大切であることを理解できるようにする。また、自分にできることを実践しようとする意欲を持てるようにする。 |
| 高学年 | 自分の中に性別による無意識の思い込みがあることに気付き、性別にとらわれず自身の思いに応じて自由に選択することが大切であることを理解できるようにする。また、自分と相手の心を大切にする態度を身に付け、社会の一員として自分にできることを考える態度を身に付けることができるようにする。 |
| 中学生 | | 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みがあることに気付き、性別で生き方を制限することなく、互いの個性を大切にすることを理解できるようにする。また、男女共同参画に関する現状を理解し、社会の一員として積極的に参画していく態度を身に付けることができるようにする。 |

### 各段階における指導内容（一覧）



### 教育に当たっての留意事項

* 教材の使用について

本教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、社会科、家庭科、技術・家庭科、道徳、特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられる。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するよう留意することが必要である。

また、授業、指導に当たっては、教材の一部分を活用することも可能である（例：朝礼で内容を説明、各教科等の授業において関連するスライドを活用等）。

* 男女共同参画に係る教育の推進について

男女共同参画に関する取組は、各教科等の授業のみならず、学校での教育課程内外の様々な活動を通じて行うことが重要である。

また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在すると指摘されている。この点を踏まえ、男女共同参画に係る教育を行うにあたっては、学校の様々な活動において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに基づく言動、ルール等がないか振り返り、児童生徒が性別にかかわりなく互いの個性や能力を尊重できる環境となるように意識することが大切である。特に、そうした性別役割分担意識については、世代による変化があることにも留意が必要である。

|  |
| --- |
| 【参考】隠れたカリキュラム[[1]](#footnote-1)  児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないにかかわらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。  男女共同参画に関する事柄に関しても、「隠れたカリキュラム」が存在している場合がある。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにつながるような、「隠れたカリキュラム」が存在していないかを振り返り、必要に応じて改善を進める必要がある。 |

* 指導上の配慮事項

指導に当たっては、各段階における指導上の留意点のほか、以下の点にも配慮する必要がある。

|  |
| --- |
| 【障害のある児童生徒や、外国人児童生徒への配慮】  男女共同参画社会とは、一人一人の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会である。男女共同参画促進に向けて、一人一人の人権を尊重し個性を認め合うことが必要であることを全児童生徒に伝えた上で、性別の違いにとどまらず障害の有無や、国籍、年齢の違い等も含め、幅広く多様な人々を包摂する社会を目指すことが大切であることを説明する等、工夫する必要がある。  理解が難しいと思われる内容については、補足の説明を加えたり、具体例を示したりするといった配慮を行う必要がある。  【性的指向・性自認、性同一性障害に係る児童生徒への対応】  授業後に、児童生徒からジェンダー等に関する悩みが寄せられる可能性がある。  性的指向・性自認について児童生徒から相談されることを想定し、安心して話せる環境を学校内で整え、相談があった場合は最後まで傾聴し、ニーズを十分に聞き取るとともに、保護者に対して伝えるかどうか児童生徒本人の意向を確認することに留意する。また、本人と保護者の意向を踏まえ、必要に応じて外部機関と連携する。児童生徒が自身の性的指向・性自認を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、児童生徒の意に反してカミングアウト（性的指向や性自認について他者に伝えること）をさせたり、ほかの教職員や児童生徒へのアウティング（本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露すること）につながったりしないよう、細心の注意を払う必要がある。  性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行う必要がある。当該の児童生徒への相談対応等にあたっては、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月）」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）周知資料（平成28年4月）」等を参照の上、適切に対応を進める。   * 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月）」   https://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/27/04/1357468.htm   * 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）周知資料（平成28年4月）」   https://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/28/04/\_\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\_01.pdf |

* 参考となる関係機関（例）

| 関係機関 | 機関概要 | 情報掲載先、連絡先 |
| --- | --- | --- |
| 独立行政法人  国立女性教育会館 | 男女共同参画社会形成の促進に資する我が国唯一の女性教育のナショナルセンター。男女共同参画を推進する研修、教育・学習支援、専門的な調査研究や情報・資料の提供等を通じて、男女共同参画社会の実現を推進する拠点。 | * 国立女性教育会館ウェブサイト：   https://www.nwec.jp/ |
| 女性会館  女性センター  男女共同参画センター | 都道府県及び市町村等が設置している施設。各種研修や情報提供、相談対応、研究等を実施。「女性会館」「女性センター」「男女共同参画センター」等、名称は様々である。 | * 最寄りの会館、センター * 内閣府ウェブサイト：   https://www.gender.go.jp/research/joho/pdf/01-6.pdf  （「都道府県・市区町村の男女共同参画・女性のための総合的な施設」において、施設の情報が紹介されている） |
| 子どもの人権110番  （法務局・地方法務局） | 子どもの人権問題に関する相談について、事案に応じて関係機関と連携し、被害児童生徒の保護を図る等の措置を実施。 | * 電話：0120-007-110（最寄りの法務局、地方法務局につながる） * 法務省ウェブサイト：   https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html |

* 民間団体を含め、上記以外の相談機関に相談することも可能である。  
  内閣府男女共同参画局ウェブサイト（以下）等でも、情報・相談窓口を案内している。

https://www.gender.go.jp/research/joho/pdf/01-1.pdf

### 保護者への対応・連携

【授業に関する連携】

* 学級通信やお便り等を通じて保護者に対して、事前に事業のねらいや内容について伝え、授業後もその様子を伝える。
* 小学校では、「家庭用事前学習」シートを授業前に保護者に配布し、家庭で家事分担について話し合いをしてもらい、その結果を記入したシートを後日授業で使用することが可能である。各学校においては、自校の状況や、児童の様子、家庭環境等を考慮した上で、「家庭用事前学習」シートを保護者に配布するかどうかを判断する。また、配布し授業で活用する場合は、児童の家庭環境が異なることに十分配慮した上で授業を行う。
* 中学生では、思春期の生徒が家庭で話し合うことが難しい場合も想定される。各学校の判断により男女共同参画に関する家庭での事前学習が必要と考える場合は、中学生においても事前学習を柔軟に取り入れることが可能である。その場合、事前学習のねらいや、話し合い時の留意事項を保護者に伝えることが望ましい。
* 授業の保護者の参観等を通じて、授業内容に関する保護者の理解を深めたり、家庭での話し合い等を促したりすることも考えられる。

【保護者向け啓発資料の配布等】

* 保護者向け啓発資料の配布等を通じて、保護者に対し、教育内容や男女共同参画の意義を説明するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み等について伝える。
* 保護者向け啓発資料には、家庭での話し合いや体験型学習を促す項目を設けている。家庭での事前学習を行わなかった場合は、保護者向け啓発資料を用いて家庭での話し合いや取組を促すようにすることが望ましい。また、事前学習を行った場合でも、発展学習として家庭での話し合いや取組を促すと、児童生徒の理解がさらに深まる。事後学習にあたっては、学校や児童生徒の状況に応じて、取組内容を柔軟に検討する。
* 小学校では、「家庭用事後学習」シートを授業後に保護者に配布し、家庭で話し合った結果を記入したシートを学校に提出するよう依頼することも可能である。中学校では、各学校の判断により事後学習が必要と考える場合は、事後学習を柔軟に取り入れることが可能である。その場合、事後学習のねらいや、話し合い時の留意事項を保護者に伝えることが望ましい。

【保護者からの相談等への対応】

* 保護者から、授業内容や授業後の子供の様子等について相談や連絡を受けた場合は、ほかの教職員や、必要に応じて専門機関等と連携し対応することが大切である。なお、児童生徒や保護者が、当該の児童生徒の性的指向・性自認を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意し、本人の意に反してカミングアウトをさせたり、ほかの教職員や児童生徒へのアウティングにつながったりしないよう、細心の注意を払う必要がある。

# 指導の手引き（小学生向け）

## 低学年

* 小学生低学年向けにおけるねらい

|  |
| --- |
| 自分の中に、性別による無意識の思い込みがあることに気付き、性別にとらわれず自分の思いに応じて自由に選択することが大切であることを理解できるようにする。  ほかの人も同様に、好きなものややりたいこと等を自由に選択してよいことに気付き、自分とほかの人の心を大切にし、尊重する姿勢を身に付ける。  家事の役割分担を題材とし、日常生活の中にある固定的な性別役割分担意識に気付き、自分ができることを考え、実践しようとする意欲を養う。 |

* 指導事例

### 題材名「じぶんとほかの人のきもちをたいせつにしよう」

### 学年（目安）

1年生～2年生

### 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由 * 性別により区分される生活習慣や考え方があること、性別による固定的な役割分担意識や、無意識の思い込みがあることに気付くことができるようにする。 * 自分もほかの人も、性別にとらわれず自分の思いに応じて自由に選択することが大切であることを理解し、お互いに選択したことを尊重することができるようにする。 * 指導上の留意点 * 教員自らが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、授業を行う際のみならず、日常の態度や言動に配慮する必要がある。具体的には、児童の呼び方や出席番号や整列の順序、授業中の男性像・女性像の描き方、校内行事の役割等について性別によって役割や期待する内容・程度に差をつける結果になっていないか、授業を行う前に再考することが必要である。 * 家庭における役割分担について振り返らせる際には、ひとり親家庭や、児童養護施設に入所する児童等の家庭環境を踏まえ、児童の家庭について振り返ることが児童にとって苦痛に感じる恐れがある場合は、教員自身の家庭について取り上げる等して、十分配慮する。また、プライバシーについても十分配慮する。 * 外国籍の児童や、障害のある児童にとって理解が難しいと思われる内容については、補足の説明を加えたり、具体例を示したりするといった配慮を行う。 * 授業の際は、性的指向や性自認について悩みを抱えた児童がいる可能性があることを念頭に置く必要がある。気分が悪くなった児童については授業中いつでも退席できる体制を取るとともに、配慮が必要と思われる児童がいれば授業中の様子を注意深く見守る。必要に応じて、養護教員等ほかの教員が授業に立ち会い、児童の様子を適宜フォローする。 * 授業を行う際は、教員の考えを児童に押し付けるのではなく、児童の内面の考え方を醸成していくことが大切である。授業の中で出た児童からの意見に対して、「良い」「悪い」といった判断は行わないよう留意する。また、児童に十分考える場を与え、児童同士で意見交換をしながら、多様な考え方や生き方を認め合うことができるような指導に努める必要がある。 |

### 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

|  |
| --- |
| * 授業の進め方の工夫 * 児童に対して事前にアンケートを取り、「女の子だから／男の子だから○○しなさい、○○してはいけない」と言われた経験を聞き、児童の実態を把握した上で授業の展開を考える。 * 教員は児童の様子をよく見ながら、ピックアップする意見を探したり、児童に意見を促したりする。様々な意見があることを児童に理解させるため、対立するような質問をあえて投げかけて、異なる意見を対立させることも考えられる。 * 教材はスライドを切り離して使用することが可能となっているため、教材の内容やねらいに応じて様々な教科の授業で活用することが可能である。 * ワークを行う際のポイント * 学校の実態に合わせて、タブレットを活用してワークを実施することも可能である。また、ワークだけではなく、アンケートもタブレットを活用して実施することが考えられる。 * 事前学習・事後学習 * 児童や学級の状況を踏まえ、事前学習・事後学習を通じて、家庭において話し合いを促し、家庭における話し合いの様子は学級通信等に活用することができる。 |

### 展開

|  | 学習内容・活動 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入 | * 事前アンケートや事前学習に答える | 授業の前に事前アンケートや事前学習を行い、児童の実態を把握したうえで授業を実施することもできる。   * アンケートの項目は、児童の様子や学校の実態に合わせて変えてもよい。 | 教材末尾 |
| * 授業内容の確認 | 性別にとらわれず、好きなものややりたいこと等を自分で選択することの大切さ、個々を尊重することの大切さについて理解を深める授業であることを説明する。 | 表紙 |
| 展開 | * 性別により決めつけられている役割・意識があることに気付く | 「おんなのこだから／おとこのこだから○○しなさい、○○してはいけない」と言われた経験や、そのときにどのような気持ちになったかを振り返らせる。 | 教材P. 1 |
| * 性別について、無意識の思い込みがあることについて考える * 自分とほかの人の心を大切にすることを確認する | それぞれの人物が好きだと思う色と、その理由を考えさせる。  児童からは、「女の子だからピンク」「男の子だから青」といった意見や、「女の子でも青が好きな人はいる」「男の子でも赤が好きな人はいる」といった意見が出ることが想定され、様々な意見を交流させる。  意見の交流の中でそれぞれが好きな色は性別に関係がなく、自分の中に無意識に男女の思い込みがあることに気付かせる。  また、児童の状況に応じて、それぞれの人物がなぜ「女の子」「男の子」だと思ったかを問うことによって、色にかかわらず、髪型等でも無意識の思い込みがあることに気付かせる。  それぞれがいろいろな思いを持ち、性別にとらわれず、好きなものややりたいことは自分の希望に応じて選択してよいこと、自分と相手の気持ちを尊重することの大切さを伝える。 | 教材P.2-3 |
| * 性別にかかわりなく、自分ができることを確認する | （事前学習として）自分の家庭における役割分担について考えさせる。   * 自分の家庭における役割分担に関する振り返りは、事後学習としてもよい。   各家庭における役割分担について発表させ、発表を聞いて気付いたことを記入させる。  家庭によって役割分担が異なることや、性別によって役割に偏りがあることに気付かせる。  役割は性別によって決められるものではないことを伝える。  自分ができることを考え、家族の一員として協力することの大切さを考えさせる。 | 教材P. 4-5 |

## 中学年

* 小学生中学年向けにおけるねらい

|  |
| --- |
| * 自分の中に、性別による無意識の思い込みがあることに気付き、性別にとらわれず自分の思いに応じて自由に選択することが大切であることを理解できるようにする。 * ほかの人も同様に、好きなものややりたいこと等を自由に選択してよいことに気付き、自分とほかの人の心を大切にし、尊重する姿勢を身に付ける。 * 家事の役割分担を題材とし、日常生活の中にある固定的な性別役割分担意識に気付き、自分ができることを考え、実践しようとする意欲を養う。 |

* 指導事例

### 題材名「自分と他の人の気持ちを大切にしよう」

### 学年（目安）

3年生～4年生

### 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由 * 性別により区分される生活習慣や考え方があること、性別による固定的な役割分担意識や、無意識の思い込みがあることに気付くことができるようにする。 * 自分もほかの人も、性別にとらわれず自分の思いに応じて自由に選択することが大切であることを理解し、お互いに選択したことを尊重することができるようにする。 * 指導上の留意点 * 教員自らが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、授業を行う際のみならず、日常の態度や言動に配慮する必要がある。具体的には、児童の呼び方や出席番号や整列の順序、授業中の男性像・女性像の描き方、校内行事の役割等について性別によって役割や期待する内容・程度に差をつける結果になっていないか、授業を行う前に再考することが必要である。 * 家庭における役割分担について振り返らせる際には、ひとり親家庭や、児童養護施設に入所する児童等の家庭環境を踏まえ、児童の家庭について振り返ることが児童にとって苦痛に感じる恐れがある場合は、教員自身の家庭について取り上げる等して、十分配慮する。また、プライバシーについても十分配慮する。 * 外国籍の児童や、障害のある児童にとって理解が難しいと思われる内容については、補足の説明を加えたり、具体例を示したりするといった配慮を行う。 * 授業の際は、性的指向や性自認について悩みを抱えた児童がいる可能性があることを念頭に置く必要がある。気分が悪くなった児童については授業中いつでも退席できる体制を取るとともに、配慮が必要と思われる児童がいれば授業中の様子を注意深く見守る。必要に応じて、養護教員等ほかの教員が授業に立ち会い、児童の様子を適宜フォローする。 * 授業を行う際は、教員の考えを児童に押し付けるのではなく、児童の内面の考え方を醸成していくことが大切である。授業の中で出た児童からの意見に対して、「良い」「悪い」といった判断は行わないよう留意する。また、児童に十分考える場を与え、児童同士で意見交換をしながら、多様な考え方や生き方を認め合うことができるような指導に努める必要がある。 |

### 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

|  |
| --- |
| * 授業の進め方の工夫 * 児童に対して事前にアンケートを取り、「女の子だから／男の子だから○○しなさい、○○してはいけない」と言われた経験を聞き、児童の実態を把握した上で授業の展開を考える。 * 教員は児童の様子をよく見ながら、ピックアップする意見を探したり、児童に意見を促したりする。様々な意見があることを児童に理解させるため、対立するような質問をあえて投げかけて、異なる意見を対立させることも考えられる。 * 教材はスライドを切り離して使用することが可能となっているため、教材の内容やねらいに応じて様々な教科の授業で活用することが可能である。 * ワークを行う際のポイント * 学校の実態に合わせて、タブレットを活用してワークを実施することも可能である。また、ワークだけではなく、アンケートもタブレットを活用して実施することが考えられる。 * 事前学習・事後学習 * 児童や学級の状況を踏まえ、事前学習・事後学習を通じて、家庭において話し合いを促し、家庭における話し合いの様子は学級通信等に活用することができる。 |

### 展開

|  | 学習内容・活動 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入 | * 事前アンケートや事前学習に答える | 授業の前に事前アンケートや事前学習を行い、児童の実態を把握したうえで授業を実施することもできる。   * アンケートの項目は、児童の様子や学校の実態に合わせて変えてもよい。 | 教材末尾 |
| * 授業内容の確認 | 性別にとらわれず、好きなものややりたいこと、将来の夢等を自分で選択することの大切さ、個々を尊重することの大切さについて理解を深める授業であることを説明する。 | 表紙 |
| 展開 | * 性別により決めつけられている役割・意識があることに気付く | 「女の子だから／男の子だから○○しなさい、○○してはいけない」と言われた経験や、そのときにどのような気持ちになったかを振り返らせる。 | 教材P. 1 |
| * 性別について、無意識の思い込みがあることについて考える * 自分とほかの人の心を大切にすることを確認する | それぞれの人物が好きだと思う色と、その理由を考えさせる。  児童からは、「女の子だからピンク」「男の子だから青」といった意見や、「女の子でも青が好きな人はいる」「男の子でも赤が好きな人はいる」といった意見が出ることが想定され、様々な意見を交流させる。  意見の交流の中でそれぞれが好きな色は性別に関係がなく、自分の中に無意識に男女の思い込みがあることに気付かせる。  また、児童の状況に応じて、それぞれの人物がなぜ「女の子」「男の子」だと思ったかを問うことによって、色にかかわらず、髪型等でも無意識の思い込みがあることに気付かせる。  それぞれがいろいろな思いを持ち、性別にとらわれず、好きなものややりたいことは自分の希望に応じて選択してよいこと、自分と相手の気持ちを尊重することの大切さを伝える。 | 教材P.2-3 |
| * 性別にかかわりなく、自分ができることを確認する | * それぞれの人物の仕事と、その理由を考えさせる。 * 児童からは、「女の人だから保育士」「男の人だからサッカー選 手」「美容師や医者は男の人も女の人もいる」といった意見や、「女の人でもサッカー選手はい る」「男の人でも保育士はいる」といった意見が出ることが想定され、様々な意見を交流させる。 * 意見の交流の中でそれぞれの仕事に性別は関係がなく、一人一人が希望や個性、能力に応じた職業に就くことができることを伝える。 * （事前学習として）自分の家庭における役割分担について考えさせる。 * 自分の家庭における役割分担に関する振り返りは、事後学習としてもよい。 * 各家庭における役割分担について発表させ、発表を聞いて気付いたことを記入させる。 * 家庭によって役割分担が異なることや、性別によって役割に偏りがあることに気付かせる。 * 役割は性別によって決められるものではないことを伝える。 * 自分ができることを考え、家族の一員として協力することの大切さを考えさせる。 | 教材P. 4-6 |

## 高学年

* 小学生高学年向けにおけるねらい

|  |
| --- |
| * 自分の中に、性別による無意識の思い込みがあることに気付き、性別にとらわれず自分の思いに応じて自由に選択することが大切であることを理解できるようにする。 * ほかの人も同様に、好きなものややりたいこと等を自由に選択してよいことに気付き、自分とほかの人の心を大切にし、尊重する姿勢を身に付ける。 * 将来なりたい職業について、性別にとらわれずに、希望や目標をもって生きる意欲を養う。 * 男女共同参画に関するデータから現状を知り、家庭生活を支える仕事について性別にかかわらず互いに協力することの大切さを理解できるようにするとともに、自分ができることを考え実践する態度を養う。 |

* 指導事例

### 題材名「社会の中で自分にできること」

### 学年（目安）

5年生～6年生

### 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由 * 性別により区分される生活習慣や考え方があること、性別による固定的な役割分担意識や、無意識の思い込みがあることに気付くことができるようにする。 * 自分もほかの人も、性別にとらわれず自分の思いに応じて自由に選択することが大切であることを理解し、お互いに選択したことを尊重することができるようにする。 * 指導上の留意点 * 教員自らが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、授業を行う際のみならず、日常の態度や言動に配慮する必要がある。具体的には、児童の呼び方や出席番号や整列の順序、授業中の男性像・女性像の描き方、校内行事の役割等について性別によって役割や期待する内容・程度に差をつける結果になっていないか、授業を行う前に再考することが必要である。 * 家庭における役割分担について振り返らせる際には、ひとり親家庭や、児童養護施設に入所する児童等の家庭環境を踏まえ、児童の家庭について振り返ることが児童にとって苦痛に感じる恐れがある場合は、教員自身の家庭について取り上げる等して、十分配慮する。また、プライバシーについても十分配慮する。 * 外国籍の児童や、障害のある児童にとって理解が難しいと思われる内容については、補足の説明を加えたり、具体例を示したりするといった配慮を行う。 * 授業の際は、性的指向や性自認について悩みを抱えた児童がいる可能性があることを念頭に置く必要がある。気分が悪くなった児童については授業中いつでも退席できる体制を取るとともに、配慮が必要と思われる児童がいれば授業中の様子を注意深く見守る。必要に応じて、養護教員等ほかの教員が授業に立ち会い、児童の様子を適宜フォローする。 * 授業を行う際は、教員の考えを児童に押し付けるのではなく、児童の内面の考え方を醸成していくことが大切である。授業の中で出た児童からの意見に対して、「良い」「悪い」といった判断は行わないよう留意する。また、児童に十分考える場を与え、児童同士で意見交換をしながら、多様な考え方や生き方を認め合うことができるような指導に努める必要がある。 |

### 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

|  |
| --- |
| * 授業の進め方の工夫 * 児童に対して事前にアンケートを取り、「女の子だから／男の子だから○○しなさい、○○してはいけない」と言われた経験を聞き、児童の実態を把握した上で授業の展開を考える。 * 教員は児童の様子をよく見ながら、ピックアップする意見を探したり、児童に意見を促したりする。様々な意見があることを児童に理解させるため、対立するような質問をあえて投げかけて、異なる意見を対立させることも考えられる。 * 教材はスライドを切り離して使用することが可能となっているため、教材の内容やねらいに応じて様々な教科の授業で活用することが可能である。 * ワークを行う際のポイント * 学校の実態に合わせて、タブレットを活用してワークを実施することも可能である。また、ワークだけではなく、アンケートもタブレットを活用して実施することが考えられる。 * 事前学習・事後学習 * 児童や学級の状況を踏まえ、事前学習・事後学習を通じて、家庭において話し合いを促し、家庭における話し合いの様子は学級通信等に活用することができる。 |

### 展開

|  | 学習内容・活動 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入 | * 事前アンケートや事前学習に答える | * 授業の前に事前アンケートや事前学習を行い、児童の実態を把握したうえで授業を実施することもできる。 * アンケートの項目は、児童の様子や学校の実態に合わせて変えてもよい。 | 教材末尾 |
| * 授業内容の確認 | * 性別にとらわれず、好きなものややりたいこと、将来の夢等を自分で選択することの大切さ、個々を尊重することの大切さについて理解を深める授業であることを説明する。 | 表紙 |
| 展開 | * 性別により決めつけられている役割・意識があることに気付く | * 「女の子だから／男の子だから○○しなさい、○○してはいけない」と言われた経験や、そのときにどのような気持ちになったかを振り返らせる。 | 教材P. 1 |
| * 性別について、無意識の思い込みがあることについて考える * 自分とほかの人の心を大切にすることを確認する | * それぞれの人物が好きだと思う色と、その理由を考えさせる。 * 児童からは、「女の子だからピンク」「男の子だから青」といった意見や、「女の子でも青が好きな人はいる」「男の子でも赤が好きな人はいる」といった意見が出ることが想定され、様々な意見を交流させる。 * 意見の交流の中でそれぞれが好きな色は性別に関係がなく、自分の中に無意識に男女の思い込みがあることに気付かせる。 * また、児童の状況に応じて、それぞれの人物がなぜ「女の子」「男の子」だと思ったかを問うことによって、色にかかわらず、髪型等でも無意識の思い込みがあることに気付かせる。 * それぞれがいろいろな思いを持ち、性別にとらわれず、好きなものややりたいことは自分の希望に応じて選択してよいこと、自分と相手の気持ちを尊重することの大切さを伝える。 | 教材P.2-3 |
| * 性別にかかわりなく、自分ができることを確認する | * それぞれの人物のキャンプでの役割と、その理由を考えさせる。 * それぞれの人物の役割と、その理由について発表させ、児童からは、「ご飯を作るのは女の人」「テントを立てるのは男の人」といった意見や、「女の人が火を起こすのを見たことがある」といった意見が出ることが想定され、様々な意見を交流させる。 * 意見の交流の中でそれぞれの役割に性別は関係がないことに気付かせ、希望に応じた役割を担当することができることを伝える。 * 事前学習として、家庭学習資料を活用し、自分の家庭における役割分担について考えさせ、授業の中で児童に発表させ、各家庭によって役割分担が異なることや、性別によって役割に偏りがあることに気付かせることで、役割に性別は関係がないことについて理解を深めることもできる。 * 自分の家庭における役割分担に関する振り返りは、事後学習としてもよい。 * 将来なりたい職業をいくつでもあげるようにさせ、その理由を考えさせる。 * 将来なりたい職業とその理由について発表させ、発表を聞いて気付いたことを記入させ、性別にとらわれることなく職業を選択してもよいことを理解し、一人一人が現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度を養う。 * 男女共同参画に関するデータから現状を知り、働いている女性と共働き世帯が年々増加していること、男性の有償労働時間が長いことに気付かせる。さらに、夫婦の家事・育児関連時間を比較し、気付いたこと、感じたことを発表させる。 * 気づいたこと、感じたことを踏まえ、家庭生活や将来において自分にできることを考えさせる。 | 教材P.4-8 |

# 指導の手引き（中学生向け）

* 中学生向けにおけるねらい

|  |
| --- |
| * 社会通念や慣習により作られた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みがあることに気付き、性別にかかわらず生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することの大切さを理解できるようにする。 * 男女共同参画に関するデータや法律から世界や日本の現状を知り、学校や家庭で性別にかかわらず協力・協働する必要があることに気付く。 * 生徒自身の希望や能力から、人生をどのように生きるか、そのために何が必要かを主体的に考えることができるようにするとともに、困難に直面しても問題解決していく力を身に付ける。 |

* 指導事例

### 題材名「社会の中で自分らしく生きる」

### 学年（目安）

1年生～3年生

### 題材について

|  |
| --- |
| * 題材設定の理由   ・中学生は自己の進路や人生の展望が現実の課題となる時期であり、性別で生き方を制限することなく、どのような人生を送っていくのか生徒自身が主体的に選択することの大切さに気付く必要がある。  ・また、第二次性徴期をむかえ急激な身体の変化が現れ、性差の意識が高まる時期である。学校や家庭で性別によらず互いを尊重して協力することの大切さに気づき、男女共同参画社会を築いていくために、自らの役割を考えさせ､社会の一員として行動していく力を育てる。   * 指導上の留意点 * 家庭の家事・育児関連時間のデータを取り扱う際には、ひとり親家庭や、児童養護施設に入所する生徒の家庭環境を踏まえ、生徒の家庭について振り返ることが生徒にとって苦痛に感じる恐れがある場合は、教員自身の家庭について取り上げる等して、十分配慮する。また、プライバシーについても十分配慮する。 * 「らしさの思い込みによる暴力」を説明する際は、すでに被害を受けている生徒がいるかもしれないと念頭に置くこと。配慮が必要と思われる生徒がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。 * 外国籍の生徒や、障害のある生徒にとって理解が難しいと思われる内容については、補足の説明を加えたり、具体例を示したりするといった配慮を行う。 * 授業の際は、性的指向や性自認について悩みを抱えた生徒がいる可能性があることを念頭に置く必要がある。気分が悪くなった生徒については授業中いつでも退席できる体制を取るとともに、配慮が必要と思われる生徒がいれば授業中の様子を注意深く見守る。必要に応じて、養護教員等ほかの教員が授業に立ち会い、生徒の様子を適宜フォローする。 * 男女共同参画教育を行うには、教員自らが固定的な性別役割分担意識にとらわれずに生徒に接することが必要である。生徒の呼び方、褒め方・注意の仕方、出席番号や整列の順序、授業中の男性像・女性像の描き方、校内行事の役割、進路選択の内容等について性別によって役割や期待する内容・程度に差をつける結果になっていないか、授業を行う前に再考することが必要である。 * 授業を行う際は、教員の考えを生徒に押し付けるのではなく、生徒の内面の考え方を醸成していくことが大切である。生徒に十分考える場を与え、生徒同士が意見交換をしながら、多様な考え方や生き方を認め合うことができるような指導に努める。 |

### 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

|  |
| --- |
| * 授業の進め方の工夫 * 生徒に対して事前にアンケートを取り、「女の子だから／男の子だから○○しなさい、○○してはいけない」と言われた経験を聞き、生徒の実態を把握した上で授業の展開を考える。 * 教員は生徒の様子をよく見ながら、ピックアップする意見を探したり、生徒に意見を促したりする。様々な意見があることを生徒に理解させるため、対立するような質問をあえて投げかけて、異なる意見を対立させることも考えられる。 * 教材はスライドを切り離して使用することが可能となっているため、教材の内容やねらいに応じて様々な教科の授業で活用することが可能である。 * P.1「自分のことを知るワーク」では、自分の良いところを挙げられない生徒もいることに配慮する。事前準備として生徒同士で日頃の学校生活で良いところを見つけ合う時間を設けることや、教員から生徒へ直接伝える等工夫する。 * ワークを行う際のポイント   学校の実態に合わせて、タブレットを活用してワークを実施することも可能である。また、ワークだけではなく、アンケートもタブレットを活用して実施することが考えられる。 |

### 展開

|  | 学習内容・活動 | 指導上の留意点 | 教材等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入 | * 事前アンケートに答える | * 授業の前に事前アンケートを行い、生徒たちが固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みについて、現在どのように感じているか実態を把握した上で授業を実施することができる。 * アンケートの項目は、生徒の様子や学校の実態に合わせて変えてもよい。 | 教材末尾 |
| * 授業のねらいや全体像の確認 | * 授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。 * 男女共同参画社会の定義を説明する。 | 表紙 |
| 展開 | * 自分のことを知るワーク   自分と友達が考える自分自身の良いところや長所をあげてもらう  クラスメイトの意見を聞いた上で、改めて自分がどのような人間か見つめ直し、自己紹介文を考える | * 自分が主体的に生きるためにはまずは自分を知ることが必要である。自分自身を見つめ直し、クラスメイトからどう思われているかを知ることで、自分らしさを知り、自己肯定感を持てるようにする。 * 自分に対しても、相手に対しても、肯定的な受け止めができるように し、短所も言い換えれば長所になることを伝える。   （例）優柔不断→思慮深い  神経質→几帳面 | 教材P.1 |
| * 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みがあることを理解する * 性別による思い込みが暴力につながる恐れがあることに気付く | * 社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みがあるが、個性は人それぞれで、性別によって決まるものではない。「男／ 女はこうあるべき」という思い込みを相手に押し付けないことが大切であると伝える。 * 自分の気持ちも相手の気持ちも尊重し、協力して生きることの大切さを伝えるとともに、性別にとらわれずに「自分らしく」生きてよいことに気づかせる。 * 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが暴力につながる可能性があることを説明し、異性間だけではなく同性同士の暴力があることも説明する。 | 教材P.2-3 |
| * 男女共同参画の歴史 | * 男女共同参画社会の実現に向けた日本や世界のこれまでの歩みを説明する。  |  | | --- | | * かつては女性の権利が認められないことが多かったが、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたことを伝える。年表に掲載していない事象を生徒自身が調べて追記するといった使用方法もある。 | | 教材P.4 |
| * ワーク   社会や自分に存在する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを考える | * 社会や生徒自身に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが存在していることについて気づきを与える。  |  | | --- | | 【例】   * 校長先生は男性 * 養護教諭は女性 * 学校行事で荷物を運ぶのは男子、飾りつけをするのは女子 * 家事や子育ては女性の仕事 * 仕事をして家庭を支えるのは男性 * 学校行事に参加する来賓は男性 * 看護師や保育士は女性が多い   等 | | 教材P.5-7 |
| * ワーク   共働き世帯数、夫の家事・育児関連時間の増加、男女別の生活時間、夫婦の家事・育児時間のグラフを見て、考える | 男女共同参画に関するデータから現状を知り、働いている女性と共働き世帯が年々増加していること、男性の有償労働時間が長いことに気付かせる。さらに、夫婦の家事・育児関連時間を比較し、気付いたこと、感じたことを発表させる。男女一緒に考えることで、労働や出産・育児の問題を男女両方の課題としてとらえさせる。 | 教材P.8-9 |
| * 社会で活躍している人からのメッセージ | 男性、女性の職業・立場という思い込みにとらわれず社会で活躍している人々のメッセージを紹介し、性別にとらわれない生き方をしていることを伝える。 | 教材P.10-11 |
| * 将来をデザインするワーク   今、興味があることを見つめ直す  将来、どのような生き方や仕事をしたいか考える  自分の希望する将来を実現するためには何をすればよいか考える | 現在、何に興味があるのかを見つめ、将来どのような仕事や生き方がしたいかを考えさせることで、中学校卒業後の進路を考えるきっかけとなるようにする。  仕事だけではなく、家事や子育て等家庭生活も含めてどのような人生を過ごしたいか考えさせる。  希望する将来を実現するために、残りの中学校生活をどのように過ごしていくか、卒業後どのような進路を選択していけばよいかを考えさせる。 | 教材P.12 |
| * 自分の気持ちを伝えるワーク   性別を理由に反対されたときどのように説得するか考える | 周りの人から性別を理由に何かを反対されたときに、自分の気持ちをどのように相手に伝えて理解してもらうかを考えさせる。   |  | | --- | | 好ましくない方法   * 自分の望みを否定したり、自分の要求を犠牲にして、無理をしたり我慢したりする。 * 相手を非難したり、攻撃したりして、自分の考えを押し通す。   好ましい方法   * 相手に気を配りながら、自分が言いたいことをきちんと伝える（アサーション）。  1. 事実だけを相手にも納得できる範囲で言う。相手が知らなかったことは、最初は言わない。 2. 自分が①のことでどういう気持ちになったかを、「私は…」と表現する。 3. これから相手にどうしてもらいたいかを、具体的に提案する。 4. 相手が③の提案に納得しない場合、どう答えるかを考える。  * ①、②の前に相手を責めないこと、①を具体的に言うことが大切である。 | | 教材P.13  （ワーク） |
| まとめ | * 全体のまとめ | 性別にとらわれずに主体的に自分の生き方を決めてよいことを説明し、互いを尊重し協力し合うことの大切さを改めて説明する。 | － |

# 関連法令

* **日本国憲法**

1946年公布、1947年施行。

日本国憲法では、すべての国民は平等であり、平等な扱いを受ける権利を保障している。

【関連条文】

|  |
| --- |
| **第十四条**　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。  **第二十四条**　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。  **２**　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。 |

* **女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）**

1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効。日本は1985年に批准。

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

【関連条文】

|  |
| --- |
| **第一条　（女子差別の定義）**  この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。  **第五条　（役割分担の否定）**  締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。  **（ａ）**　両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。  **（ｂ）**　家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。 |

* **男女共同参画社会基本法**

1999年公布・施行。

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（同法第2条）のことである。

基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等への立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際協調を掲げている。

【関連条文】

|  |
| --- |
| **前文**  我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。  一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。  このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。  ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。  **（目的）**  **第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。  **（定義）**  **第二条**　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  **一**　男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。  **二**　積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。  **（男女の人権の尊重）**  **第三条**　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。 |

* **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法、DV防止法）**

2001年公布・施行（2019年最終改正法施行）。

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

【関連条文】

|  |
| --- |
| **前文**  我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。  ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。  このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。  ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。 |

* **児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）**

2000年施行（2020年最終改正法施行）。

児童虐待の防止と虐待を受けた児童の保護等を図るために制定された法律。児童虐待を定義し、児童虐待の早期発見努力や通告義務等を定めた法律。

2020年に施行された改正法で、ドメスティック・バイオレンス（DV）により子供に心理的な外傷を与えることも虐待のひとつとして定義された。

【関連条文】

|  |
| --- |
| **（目的）**  **第一条**　この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。  **（児童虐待の定義）**  **第二条**　この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。  **一**　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  **二**　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。  **三**　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。  **四**　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |

# 用語の説明

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 用語解説 |
| 男女共同参画社会 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。（男女共同参画社会基本法第2条） |
| 固定的な性別役割分担意識 | 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが妥当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。 |
| ワーク・ライフ・バランス  （仕事と生活の調和） | 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。 |
| SDGs  （Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標） | 2015 年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2030年を達成年限とし、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17の目標と169のターゲットから構成されている。  目標5（ジェンダー平等を実現しよう）では、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力強化）を行うことを掲げる。日本政府は、①女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野とし、女性に配慮したインフラ整備や理系分野で活躍する女性の拡大、女性の指導的役割への参画推進等の支援を通じて、女性の活躍推進と質の高い成長を目指している。 |
| M字カーブ | 女性の労働力労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、アルファベットのMのような形になることをいう。日本においては、10年前と比較すると全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、M字の谷の部分が浅くなってきており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近付きつつある。 |
| 無意識の思い込み  （unconscious bias：アンコンシャス・バイアス） | 誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。 |

# 参考資料

|  |
| --- |
| * **性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施につ いて（教職員向け）（文部科学省）** * 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、教職員の理解を促進することを目的とした教職員向けの周知資料。   https://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/28/04/\_\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\_01.pdf   * **男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラム（文部科学省）** * 初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の無意識の思い込みへの気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営等を男女共同参画の視点から捉え直すことで、自身の指導のヒントにつなげるための教員向け研修プログラム。   https://www.mext.go.jp/a\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258\_00002.htm   * **男女共同参画白書（内閣府）** * 男女共同参画社会基本法に基づき内閣府が作成している年次報告書。男女共同参画社会の形成の状況や男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等が取りまとめられている。   https://www.gender.go.jp/about\_danjo/whitepaper/index.html   * **男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）** * 男女共同参画社会に関する国民の意識を把握することを目的とした調査。   https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-danjo/index.html   * **ひとりひとりが幸せな社会のために ～令和2年版データ～（内閣府）** * 男女共同参画の現状に関する各種データや、我が国における男女共同参画の推進体制等について紹介し、国民各界各層に男女共同参画社会への理解を深めてもらうため、内閣府と男女共同参画推進連携会議が共同で作成している広報パンフレット。   https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/pamphlet/index.html   * **令和3年度　性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究（内閣府）** * 無意識の思い込みについて、気づきの機会を提供し、理解を促すことでその解消を図ることを目的とし、内閣府が全国の20代～60代の男女10,330人を対象に家庭・コミュニティ領域と職場領域での性別役割、その他性別に基づく思い込みの36項目について行った調査。無意識の思い込みのチェックシートと事例集も作成。   https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu\_r03.html  ※URLは2022年3月現在。 |

1. 文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］」に基づき作成

   https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370713.htm [↑](#footnote-ref-1)